讃岐歩こう会会則

第１章　総　則

第１条　（名称）

本会は、讃岐歩こう会（以下「本会」）と称する。

第２条　（目的）

本会は、社団法人日本ウォーキング協会（以下「ＪＷＡ」という。）加盟の香川県ウォーキング協会（以下「県協会」という。）の加盟団体として、県内各地におけるウォーキングを普及推進するとともに、自然に親しみ、健康と心身の涵養を図り、明るい社会の発展に寄与することを目的とする

第３条　（所在地）

本会の事務局は、香川県高松市屋島中町３３６番地２６に置く。

第４条　（事業）

本会は、第２条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）ウォーキングの実践及び育成に関する事業

（２）ウォーキング実践団体間の交流と親睦を図る事業

（３）その他ウォーキングの普及推進に必要な事業

第５条　（会員）

本会は、次の各号で定める会員をもって構成する。

（１）正会員　　ウォーキングの実践と普及に関心を有する個人

（２）家族会員　　正会員の家族

（３）準会員　　転勤、病気などで事業に参加出来ない正会員

（４）グループ会員　　正会員をグループ長とする、原則３名以上で構成するグループの会員

２　会員は、自ら運営計画、実践に参画するとともに会員相互の親睦を密にするよう努めるものとする。

３　会員は、本会事業に参加中の事故防止に努めるものとする。また、これらに於ける交通事故、健康上から発生する事故等については、会員自ら責任を負うものとする。

第６条　（入会手続き）

本会に入会しようとする者は、入会申込書に入会金及び会費を添えて、本会事務局に提出するものとする。

第７条　（会員の特典）

会員には、会員証等が発行され、ＪＷＡが発行するウォーキング手帳、パスポート等が与えられるとともに、ＪＷＡの年間完歩表彰、歩行距離認定等の特典が与えられる。

２　正会員及び準会員は、ＪＷＡが発行する雑誌「ウォーキングライフ」が隔月に郵送されるとともに、本会から必要な情報が得られる。

３　会員は、全国の各種行事に参加する機会が与えられるとともに、ＪＷＡからリーダー派遣による研修会・講習会等の参加及びＪＷＡからの全国表彰の機会が与えられる。

４　会員は、本会が保険会社と本会事業に参加中の事故について契約した傷害保険に加入する。

第２章　役　員

第８条　（役員）

本会には、次の役員を置く。

（１）会	長	１名
（２）副	会　長	３名以内
（３）支	部　長	４名以内（常務理事兼任）
（４）副	支 部 長	６名以内（理事兼任）
（５）事	務 局 長	１名（常務理事兼任）
（６）副事務局長		２名以内（理事兼任）
（７）常	務 理 事	１０名以内（会長、副会長、支部長を含む）
（８）理	事	２５名以内
（９）相	談　役	１名（理事兼任）
（１０）監	事	２名（副支部長兼任可）

第９条（役員の任務）

役員の任務は、次のとおりとする。

（１）会　長	本会を代表し、会を総理すると共に、ＪＷＡ、県協会等の交渉窓口となる。
（２）副　会　長	会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
（３）支　部　長	各支部に於ける担当事業を企画し、遂行する。
（４）副 支 部 長	支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、これを代行する。

（５）事 務 局 長　　会長の意を受けて、本会に必要な事務を処理する。
（６）副事務局長　　事務局長を補佐し、本会に必要な事務を処理する。
（７）常 務 理 事　　常務理事会を構成し、理事会で委任された事項及び本会の運営に必要な重要事項を審議し、決定する。
（８）理　　事　　理事会を構成し、総会で委任された事項及び本会の運営に必要な事項を審議すると共に、担当事業を遂行する。また、各種団体との折衝等を行う。
（９）相　談　役　　運営上の諸問題について適切に助言し、報告する。
（１０）監　　事　　毎年度の会計を監査し、総会に報告する。

第１０条（役員の選任）
理事は、会員の中から理事会において推挙し、総会の承認を得るものとする。
２　会長、副会長、支部長、副支部長、事務局長、副事務局長、相談役、監事は、理事の互選によって決定する。
第１１条（役員の任期）
役員の任期は１年とする。但し、再任を妨げない。
第１２条（役員の報酬）
役員の報酬は支給しない。
第１３条（名誉役員等）
理事会の決議を経て、本会に顧問等を置くことができる。

第３章　会　議

第１４条（会議）
会議は総会及び理事会等とする。
第１５条（総会）
総会は、年１回開催し、事業報告・決算報告・事業計画・予算計画及び役員の承認、その他本会の大綱等を審議、決定する。　なお、特別の事由があるときは、臨時総会を開くことができる。
２　総会は、正会員・家族会員・準会員及びグループ会員で構成し、会長がこれを招集する。
３　総会は、総会日の３０日以前に全会員に通知を行い、総会当日の出席者によって成立する。

４　総会に於ける議決は、総会出席者（委任状にて議決を委任した者を含む。）の過半数を得て決定する。

第１６条（理事会）

理事会は、本会の運営に必要な事項を審議、決定等を行う。

２　理事会は、会長が適宜、これを招集する。

第４章　会　計

第１７条（会計）

本会の運営に必要な経費は、入会金、会費、参加料、その他事業に伴う収入によって支弁する。

第１８条（会費）

年会費の額は、正会員４，０００円（雑誌代を含む。）、家族会員２，０００円、準会員３，０００円（雑誌代を含む。）、グループ会員（グループ長以外）２，０００円と定める。また、入会金は、１，０００円とする。

２　会員は、年会費を４月に納入する。

３　新規入会者の年会費は次のとおりとし、入会時に入会金と共に納入する。

４月～６月入会	４，０００円
７月～９月入会	３，０００円
10 月～12 月入会	２，０００円
１月～３月入会	１，０００円

４　５月末時点で年会費が未納の会員は休会扱いとし、雑誌等の送付は行わない。また、翌年３月末までに年会費が納入されない場合は、退会したものとする。

５　会員が途中退会する場合、入会金、年会費等の返戻は行わない。

第１９条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第２０条（監査）

会長は、監事による会計の監査を受けなければならない。

第５章　雑　則

第２１条（施行細則）

この会則の施行について必要な事項は、理事会において別に決める。

第２２条（会則の改正）

この会則の改正は、理事会の議を経て総会の出席者の過半数をもって改正すること

ができる。

付　則

この会則は平成１２年５月１３日から施行する。

付　則

１　この会則は平成２０年５月１１日から施行する。

２　役員には、次のものが就任する。

略

付　則

１　この会則の変更は平成２６年６月１６日から施行する。

２　会則変更後の役員等は、別紙のとおりとする。

付　則

この会則は令和５年６月１０日から施行する。

付　則

１　この会則は、令和７年６月２２日から施行する。

ただし、第１８条第３項は令和７年４月１日から適用し、第１８条第２項及び第４項は令和８年４月１日から適用する。

２　令和７年５月末時点で年会費が未納の会員は休会扱いとし、雑誌等の送付は行わない。また、令和８年３月末までに年会費が納入されない場合は、退会したものとする。